

秦野市生涯学習推進計画（案）

（平成28年度～平成32年度）



平成 年 月
秦野市・秦野市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって 1

- 1 計画の趣旨 1
- 2 生涯学習の捉え方 3
- 3 計画の位置付け 5
- 4 計画の構成と期間 7

第2章 計画策定の背景と現況 8

- 1 生涯学習の動向 8
- 2 社会的背景 14
- 3 本市の生涯学習の取組状況 16

第3章 基本構想 19

- 1 基本理念 20
- 2 施策の方針 21
- 3 施策の体系 22


第4章 基本計画 24

1 地域学習の推進[重点施策] 24

- (1) 地域資源に関する学習の推進 24
- (2) 地域課題の解決に向けた学習への支援 25
- (3) 地域づくりを担う人材育成の推進 26
- (4) 地域における学習成果の活用の促進 27
- (5) 学校・家庭・地域の連携強化 27

2	多様な学習機会の提供	28
(1)	文化・芸術に関する学習の推進	28
(2)	スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進	29
(3)	市民の生涯学習を支援する拠点としての公民館や図書館の充実	29
(4)	国際化に関する学習の推進	31
(5)	高度情報化に関する学習の推進	31
3	成長過程に応じた学習機会の提供	32
(1)	乳幼児期における学習の推進	32
(2)	青少年期における学習の推進	33
(3)	成人期における学習の推進	34
(4)	高齢期における学習の推進	34
4	学習環境の整備	35
(1)	施設の有効的な利活用と連携	35
(2)	情報提供の充実	36
5	推進体制の整備	37
(1)	市民と行政の協働の推進	37

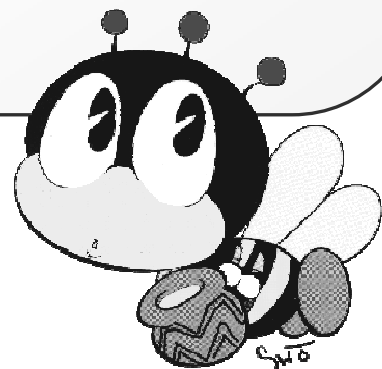
(注)

本文中、※印のついている語句については、 **用語解説** を参照してください。

用語解説のイラスト「マナビィ」は、文部科学省の依頼により石ノ森章太郎さんがデザインした生涯学習のマスコットです。

名前の由来は、生涯学習の「学び」とハチの「bee」を合わせ、「マナビィ」と名づけられました。「学」という字の頭に角が3本あるように、学ぶことの大好きな「マナビィ」には触角が3本あります。

そして、老若男女だれもがいつでもどこでも楽しく学び活動するといった生涯学習のイメージを浸透させる役割を果たしています。



マナビィ

1 計画の趣旨

本市では平成9年3月に「秦野市生涯学習推進計画」、そして、平成23年3月に「第2次秦野市生涯学習推進計画」を策定しました。また、同時期に策定された「秦野市総合計画(HADAN02020プラン)」においても文化・教育関係の目標として「豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、幸せな生き方や豊かな社会を構築できる施策を推進してきました。

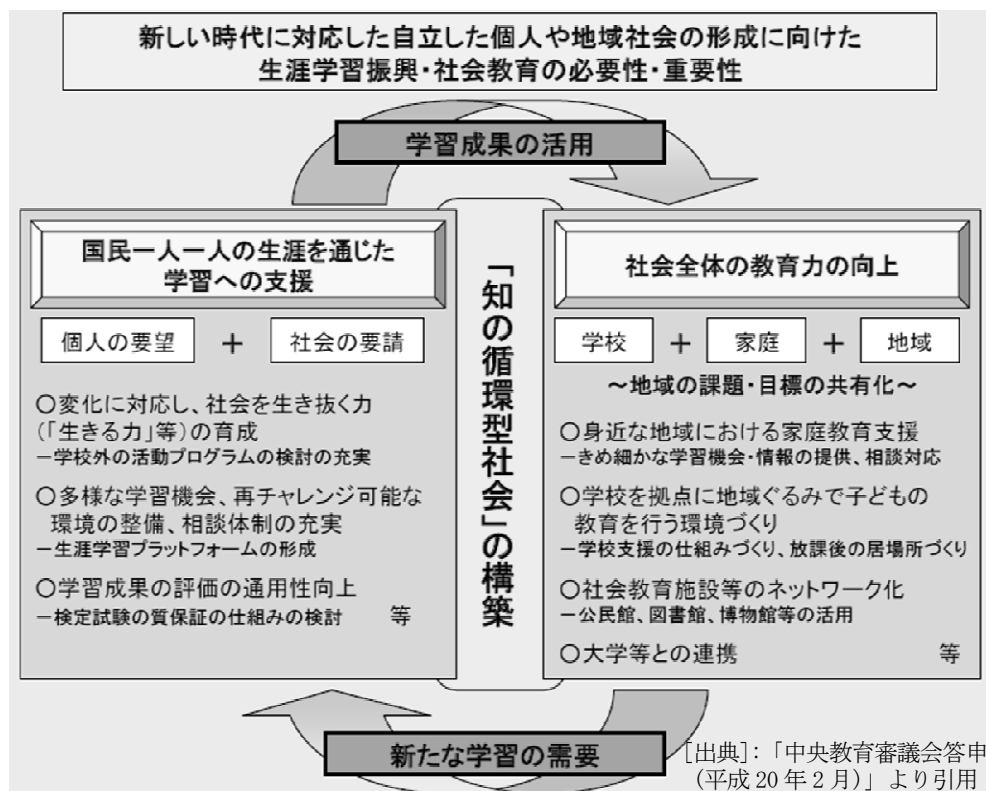
しかし近年、少子高齢化や核家族化、情報化など社会変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力が低下しています。そのことが、学習意欲の低下や基本的な生活習慣が身に付いてないこと、自然体験等の体験活動や読書活動の不足、学力や体力、コミュニケーション能力の低下など、子どもたちの健やかな成長に影響を与える状況下にあります。そのため、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるような環境を整え、一人ひとりの資質・能力の向上を通じて社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現が求められています。

実現に向けては、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果を活用することで、学校・家庭・地域の連携を主軸とする社会全体の教育力の向上を目指し、「子どもは社会の宝、地域の宝」であるという考え方にに基づき、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を育成するため、新たな課題や目標を定めることで、さらに新たな学習の需要につながるという「知の循環型社会の構築」の推進が重要となっています。

本市の生涯学習の振興のためには、総合計画や第2次計画で掲げていた目標の実現とともに、知の循環型社会の構築を推進し、まちづくりに主体的に取り組む意識を強く持ち、社会の変化や要請に柔軟に対応できるひとづくりを推進する必要があります。

このことから、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として、平成28年度から32年度までの5年間を期間とする「第3次生涯学習推進計画」を策定しました。

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中央教育審議会平成20年2月答申)



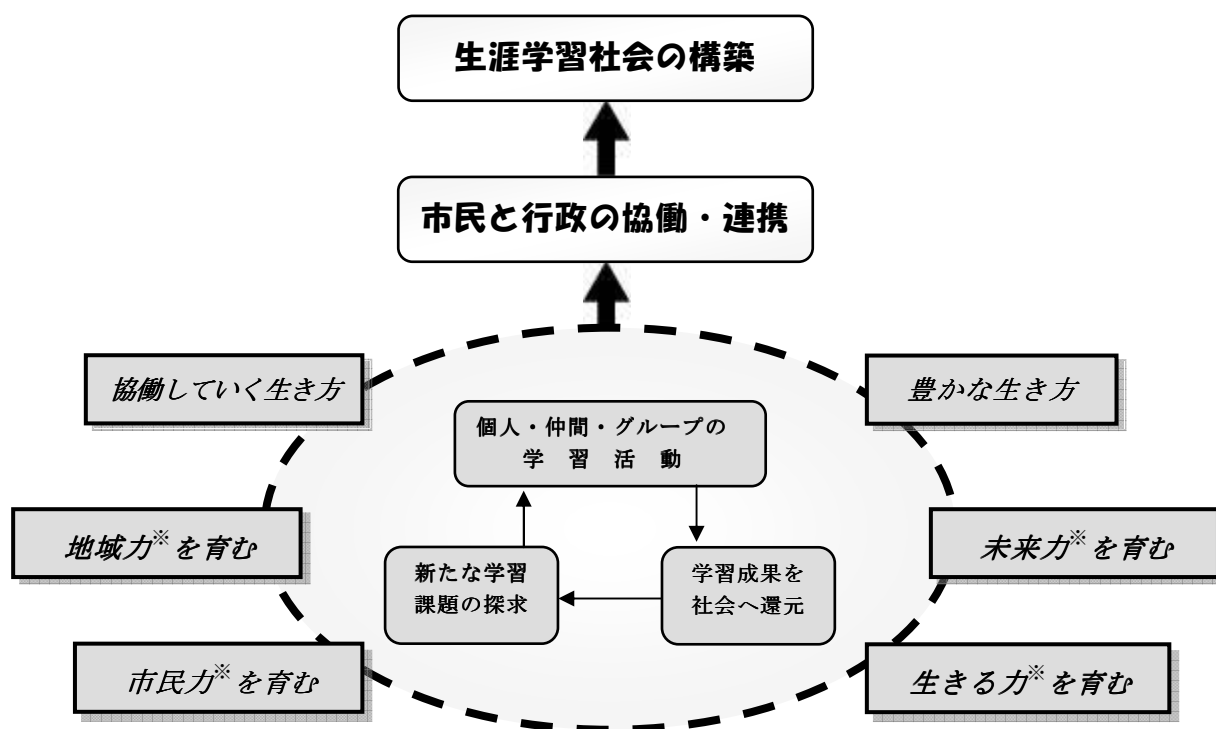
2 生涯学習の捉え方

生涯学習とは

人々が、今よりもさらに豊かで幸せな生活ができるように、さまざまな場所や方法により、一人ひとりが生涯にわたって自発的に学び、また、仲間やグループとともに学ぶための活動を「生涯学習」と言います。言い換えれば、家庭教育、学校教育並びにそれ以外の社会の中で行われる生涯にわたっての学習の総体を意味します。

生涯学習は、自らの意思で取り組むことが望まれます。学校などの公的機関での学習活動ばかりでなく、健康増進などのスポーツ活動、趣味やレクリエーション活動、あるいは教養を身に付け、専門的知識をさらに深める文化活動、そしてボランティア活動など、生活全般にわたってさまざまな環境の中で展開されます。また併せて、学校の教育課程として行われる教育活動並びに親や保護者による家庭内での教育活動を除き、広く社会において行われる教育活動である「社会教育」の使命も担っています。

現代社会におけるこのような活動は一人ひとりの自主的学習活動により自らが豊かな学びの成果を身に付けるとともに、これらの成果を仲間やグループと地域社会へ還元する努力をすることにより、社会全体の豊かさの増大も期待することができます。さらに、一層豊かで幸せな生き方、即ち、生涯学習社会が構築されることとなります。





用語解説

地域力・・・市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自立的かつ協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を高めていくための力。

市民力・・・市民一人ひとりや地域団体、NPO、企業などのさまざまな主体が、地域課題の解決や地域の魅力等の価値を高めることに、自ら取り組もうとする力。

未来力・・・市民一人ひとりが、未来を築きあげるための力。

生きる力・・・『知・徳・体』のバランスのとれた力。(学習指導要領より)

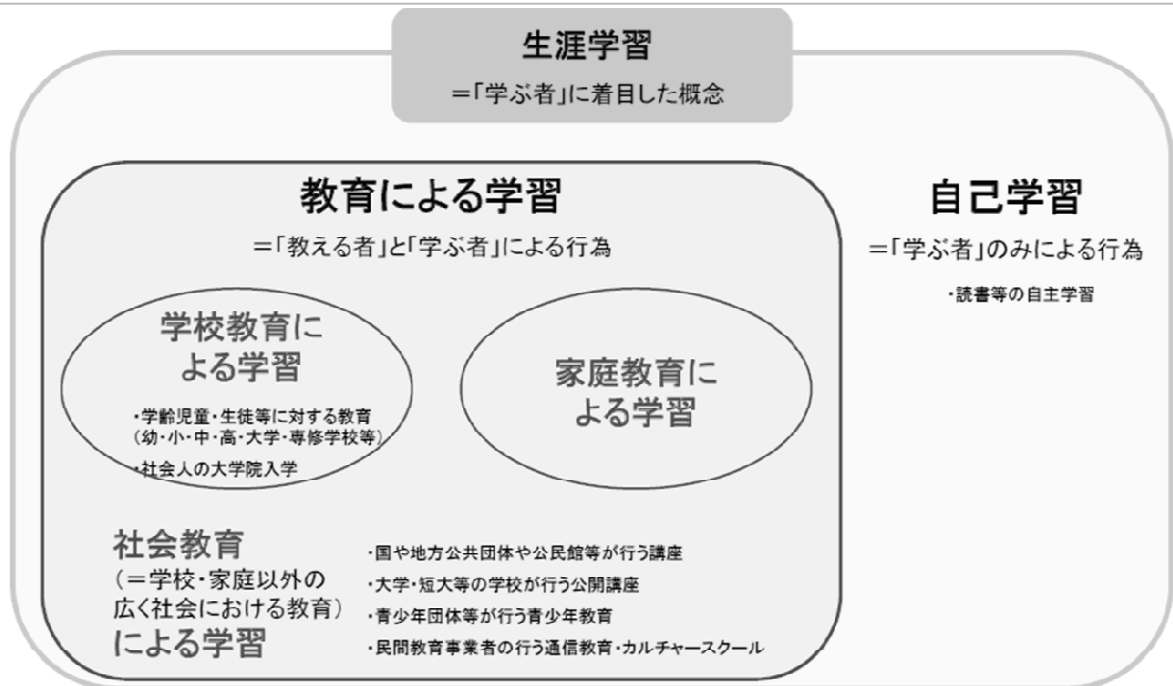
知・・・基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。

徳・・・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

体・・・たくましく生きるための健康や体力。

参考

社会教育と生涯学習の関係(イメージ図)

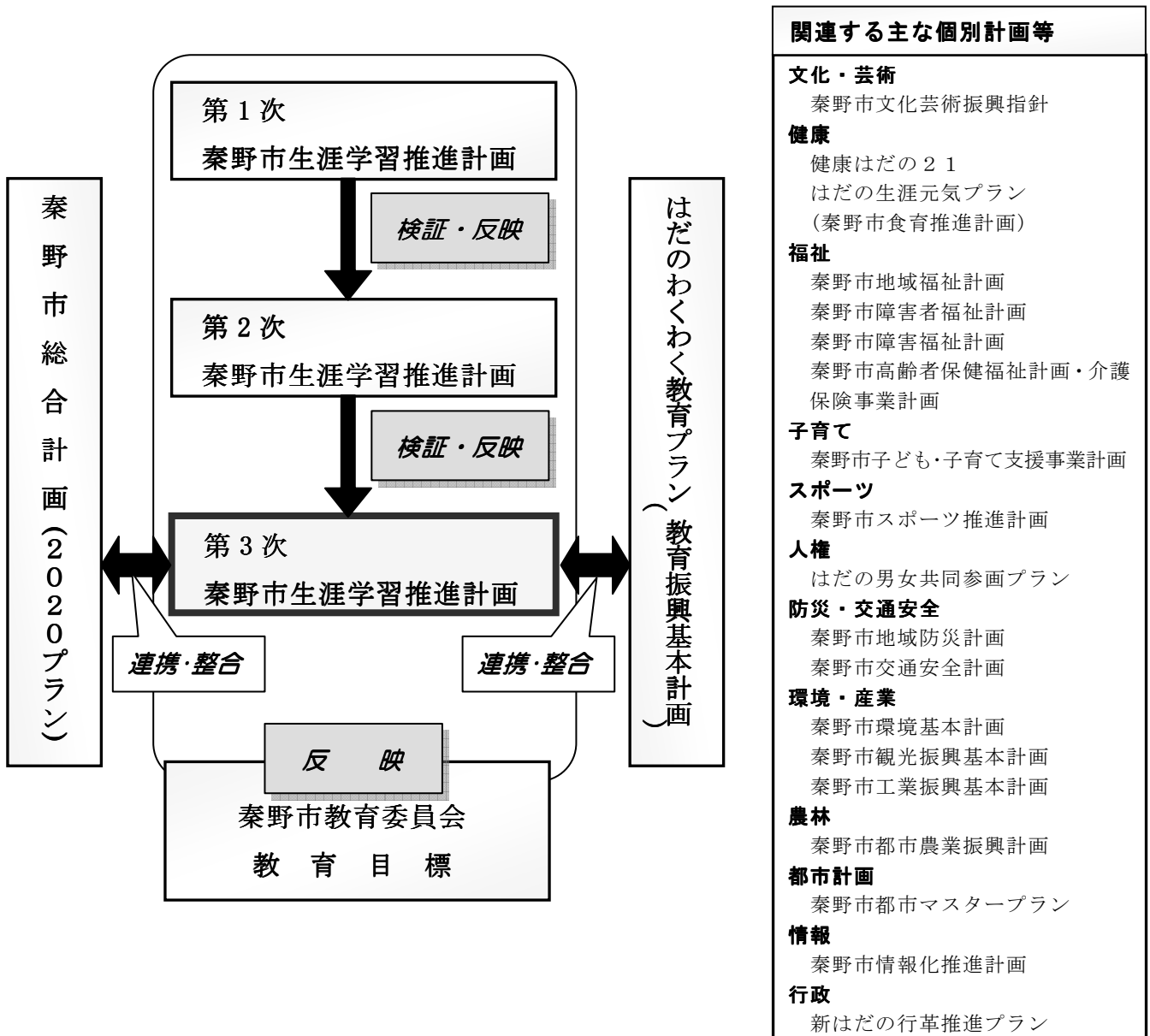


[出典]:文部科学省ホームページ:「中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

3 計画の位置付け

本計画は、市民が自由に学び、その成果が適切に評価される生涯学習社会を構築するため、「生涯学習の理念」をはじめ、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市」や「秦野市民憲章」、「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえた計画づくりを行います。

そして、「秦野市総合計画(HADANO2020プラン)」や「はだのわくわく教育プラン(秦野市教育振興基本計画)」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。



生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育基本法(平成18年12月改正)第3条に規定

秦野市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住み良いまちを、それは私たちのちかいです。

秦野市教育委員会教育目標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

市民があらゆる機会と場所において学習することができ、その成果を生かすことのできる生涯学習社会を構築するため、個人としての幸せと社会に貢献することに生きがいを感じられるような施策の展開を示します。

基本計画

「市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、その喜びと成果を地域で生かし幸福感を持って生活するための生涯学習」という「基本理念」を実現するため、基本施策と施策の柱に主眼をおき、施策の展開を示します。

(2) 計画の期間

平成28年度から32年度までの5年間とします。

1 生涯学習の動向

生涯学習という考え方は、昭和40年のユネスコ*の成人教育推進国際委員会でポール・ラングランにより「生涯にわたって学習に取り組み、自己実現を図ることが大切である」と初めて提唱されてから、学校教育だけでなくさまざまな教育活動と、自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を与えてきました。

わが国では、昭和56年に中央教育審議会答申において「生涯学習」が定義されて以降、平成2年に生涯学習に関する初めての関連法として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、平成4年の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が定められました。その後、平成18年の教育基本法改正、平成20年の社会教育法の改正など、諸規定の整備が行われ、平成25年4月に中央教育審議会の第2期教育振興基本計画の答申が出されました。その中で、わが国では「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められており、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、さまざまな力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります、このような社会を実現するため、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成、を基本的方向性と位置付けました。

世界では

昭和 40 年 (1965 年)	ユネスコ(国連教育科学文化機関) ・成人教育に関する会議において「生涯教育」の考え方を初めて提唱
昭和 48 年 (1973 年)	OECD(経済協力開発機構)「リカレント教育※－生涯学習のための戦略」報告書 ・「リカレント教育－生涯学習のための戦略」報告書において、リカレント教育の必要性を提言
平成 21 年 (2009 年)	ユネスコ第 6 回国際成人教育会議 ・「行動のためのベレン・フレームワーク」を提言
平成 24 年 (2012 年)	OECD「日本再生のための政策」 ・成人の資質や能力を高めるとともに、学歴を重視した教育から、需要即応型生涯学習に移行することを提言
平成 27 年 (2015 年)	国連開発計画(UNDP) ・「国連ミレニアム宣言」で掲げられた、平成27年(2015年)までに達成するという期限付きの「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)」に積み残された目標を達成し、誰も置き去りにしないことを確実にするため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標(SDGs)」に、「包括的かつ公平な質の高い教育の保証と、万人のための生涯学習の機会の促進(SDG4)」が目標として盛り込まれる。

日本では

昭和 56 年 (1981 年)	中央教育審議会 ・「生涯教育について」の答申において、「生涯学習」の考え方を初めて提言
昭和 59 年 (1984 年) ～ 昭和 62 年 (1987 年)	臨時教育審議会 ・学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする、教育体系の総合的な再編成を図ることを提言
平成 2 年 (1990 年)	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定 ・生涯学習に関する初めての関連法として制定
平成 4 年 (1992 年)	生涯学習審議会 ・「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申において、リカレント教育や生涯学習ボランティア活動の推進、青少年の学校外教育や高齢化・環境問題などの現代的課題に関する生涯学習機会の充実等を提言

平成 10 年 (1998 年)	生涯学習審議会 ・社会教育行政の今後の展開として、地方分権と住民参加の推進、ネットワーク型行政*の推進、学習支援サービスなど、多様化すべきことを提言
平成 13 年 (2001 年)	社会教育法の改正 ・家庭教育に関する学習機会、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実
平成 18 年 (2006 年)	教育基本法の改正 ・生涯学習に関する事項を新設し、生涯学習社会の実現について規定 ・「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定
平成 20 年 (2008 年)	第 1 期教育振興基本計画の策定(閣議決定) ・教育基本法に示された教育の理念に基づく、方向性と総合的・体系的・計画的な推進計画 社会教育法の改正 ・教育基本法の改正に伴う規定の整備 ・「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」について規定 図書館法の改正 ・「文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上、好ましい基準を定め、これを公表するものとする」ことを新設 中央教育審議会 ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を答申
平成 25 年 (2013 年)	中央教育審議会 ・文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「第 2 期教育振興基本計画について」答申 第 2 期教育振興基本計画の策定(閣議決定) ・主に学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視した「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を明示 中央教育審議会(生涯学習分科会) ・生涯学習, 社会教育の活性化に資する、国や地方公共団体等の取組みの指針として、今後の「社会教育行政の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、『議論の整理』

県では

昭和 58 年 (1983 年)	神奈川県生涯学習推進懇話会の設置 ・生涯学習の推進について提言
昭和 60 年 (1985 年)	神奈川県生涯学習推進会議の設置 ・生涯学習の推進にあたって県の取るべき具体的方策について報告
平成 6 年 (1994 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「学習社会神奈川を展望した生涯学習振興の基本的方策について」を答申
平成 9 年 (1997 年)	「かながわ生涯学習推進構想」を策定 ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を運用開始
平成 18 年 (2006 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習社会かながわの方向性」について報告
平成 19 年 (2007 年)	「かながわ教育ビジョン」を策定
平成 20 年 (2008 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「これからの超高齢化社会に向けた学習社会支援について考える」を報告
平成 22 年 (2010 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「求められる家庭教育支援のあり方について考える」を報告
平成 24 年 (2012 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「図書館や博物館などの生涯学習拠点としての可能性について考える」を報告
平成 26 年 (2014 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・『「体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり」のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について」を答申

秦野市では

昭和 63 年 (1988 年)	秦野市社会教育委員会小委員会 ・「秦野市における生涯学習の中の成人教育について」を提言
平成元年 (1989 年)	秦野市社会教育委員会小委員会 ・「生涯学習の拠点としての公民館について」を提言
平成 3 年 (1991 年)	秦野市社会教育委員会小委員会 ・「生涯学習構想の具体化について」を提言
平成 4 年 (1992 年)	市民 1,000 人を対象に、生涯学習に関する市民意識調査を実施
平成 6 年 (1994 年)	秦野市生涯学習推進庁内連絡会議及び秦野市生涯学習推進市民会議を設置
平成 9 年 (1997 年)	「秦野市生涯学習推進計画」を策定

平成 22 年 (2010 年)	<p>秦野市社会教育委員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について」を提言
平成 23 年 (2011 年)	<p>「第 2 次秦野市生涯学習推進計画」を策定</p> <p>秦野市生涯学習推進市民会議を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施策を推進するにあたり、広く市民の意見を反映させ、市民とともに本市における生涯学習活動を進めるため設置
平成 26 年 (2014 年)	<p>秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秦野市生涯学習推進市民会議の所掌事項を引き継ぐ



用語解説

ユネスコ・・・国際連合の経済社会理事会の下におかれ、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、
(国際連合教育科学文化機関) 「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて昭和21年(1946年)11月4日に設立された国際連合の専門機関。

リカレント教育・・・主に学校教育を終えた後の社会人が、必要に応じて、大学等の教育機関を利用して、繰り返し(Reccurent)受ける教育」を指す。

ネットワーク型行政・・・社会教育行政が中心となって、首長部局や学校、民間団体、企業等と協働・連携するためのネットワーク化を図り、社会教育行政のみならず、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、さまざまな立場から総合的に支援していく仕組み。

※ 生涯学習審議会答申(平成10年)より。

2 社会的背景

現代社会において、生涯学習を取り巻く環境は、大きく変化しています。社会の潮流や本市における生涯学習の課題に着目し、基本構想や基本計画に反映させる7項目について考察します。

(1) 家庭・地域の教育力の低下

近年の都市化の進展などにより、地域におけるコミュニケーションが希薄化し、世代間の交流が減少しています。また、子どもを取り巻く環境において、少子化、核家族化の進展とともに、家庭や地域での教育力*の低下が指摘されています。さらに、貧困やいじめなど、さまざまな問題が山積しています。

このような状況の中で、子どもを支え、活力ある地域社会を実現するため、情報共有を図るとともに、家庭教育への支援や地域での青少年関係団体の活動支援などを通して、学校、家庭、地域の協働・連携により、「生涯学習の基礎づくり」として、家庭や地域での教育力の向上を目指す必要があります。

(2) 少子高齢社会の進展

出生率の低下や平均寿命の延伸などにより、少子高齢化が急速に進展しており、現在本市においても約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。この状況が、年金、医療、介護などの社会保障費の増大や、労働人口の減少など、社会経済全般にわたって大きな影響を及ぼしています。市民が安心して子どもを産み育て、また、高齢者が健康で生きがいを持つことができるような環境づくりをしていく必要があります。

(3) ライフスタイルの多様化

「物の豊かさ」だけでなく、心の豊かさを重視する傾向にある中、価値観の変化やライフスタイルが多様化していることから、多様な学習機会を提供していく必要があります。



用語解説

家庭や地域での教育力・・・家庭や地域の教育課題を、地域全体の連携と協力により解決していく力。

(4) 環境問題への対応

人々が生活する上で排出される温室効果ガスの増加による地球温暖化、生態系の破壊や森林・里山の荒廃といった環境問題への積極的な対応が求められています。大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済構造を根本的に変えて3R(リデュース、リユース、リサイクル)*の取組みにより、自然との共生を図りながら、持続可能な循環型社会を構築していくことが求められています。市民一人ひとりが環境への負荷を低減する暮らしを実践し、環境に優しいまちづくりを推進する必要があります。

(5) 高度情報化の進展

パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末など、インターネットを利用する機会は、生活に浸透してきており、生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えています。インターネット社会における倫理観・道徳観をはじめ、高度情報化社会における、一人ひとりの対応力が求められています。

(6) グローバル化の進展

社会問題が国の枠を超えて世界中に広まり、私たちの生活が国際社会の影響を受けるようになってきています。これに対応していくため、グローバル化*の視点と多文化理解を深め、国際交流活動などにより市民の関心を深めていく必要があります。

(7) 防犯・防災意識の変化

近年、犯罪が巧みよう化・凶悪化し、高齢者を狙った振り込め詐欺や、情報化の進展による新たな犯罪の発生など、防犯面での不安が増大しています。また、東日本大震災の発生以降、改めて、災害への備えや対策の必要性などについての関心が高まっています。市民の防犯・防災に関する意識を高めるため、学習機会を提供していく必要があります。



用語解説

3 R リデュース、リユース、リサイクル
・・・リデュース(**R**educe: 廃棄物の発生抑制)、リユース(**R**euse: 再使用、リサイクル)、リサイクル(**R**ecycle: 再資源化)。3R(スリーアール)は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組みの頭文字をとったもの。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

グローバル化・・・社会的あるいは経済的な関わり合いが、国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象。

3 本市の生涯学習の取組状況

本市における生涯学習のさまざまな取組みについて、現状を明らかにすることにより、課題の抽出や市民、関係団体等との協働・連携を深め、さらなる生涯学習社会の実現を図ります。

(1) 文化・芸術

市民が豊かな感性を育み、生きがいを持って充実した人生を送ることができるよう、自主的、創造的な文化・芸術活動への支援や市民のニーズに呼応した質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、本市の豊かな自然や郷土文化、文化財について、一人ひとりが理解を深め、郷土愛を育めるよう取り組んでいます。

(取組みの例) 「文化振興基金」の設置。「文化芸術振興指針」の策定。「彫刻のあるまちづくり」の推進。市展、文化祭、子どもの市展、親子の音楽祭、丹沢音楽祭、市民団体等による各種発表会、文化会館事業でのクラシック音楽や古典芸能など幅広い分野で質の高い公演などの実施。桜土手古墳展示館における文化財展の開催や宮永記念美術館での優れた芸術作品の鑑賞の機会の提供。

(2) 自然・環境

市民が緑豊かな里山や親しみの持てる水辺環境などの豊かな自然に触れ、多くの恵みを受けていることに気付くことにより、地域を愛する心が育まれます。市民がこれらの恵まれた良好な環境を理解し、守り育てていけるように、学校、家庭、地域が一体となって、さまざまな学習や活動が展開できるよう取り組んでいます。

(取組みの例) 自然観察会の開催や指導員の養成。里地・里山などの資源を活用したグリーンツーリズム*、野外レクリエーション、体験学習。自家用車の利用から鉄道・バス等の公共交通の利用促進。「廃棄物減量等推進活動説明会」やイベント等を通じた、ごみの減量に向けた啓発活動。

(3) 健康・スポーツ

市民一人ひとりが健康で生き生きと、心豊かな人生を送ることができるように、地域で健康づくりに励む取組みなど、幼児から高齢者まで年代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を展開しています。

(取組みの例) さわやか体操（秦野市民体操）など地域ぐるみで取り組む健康づくり運動の推進。生活習慣病予防の重要性など、健康意識についての情報提供。食と運動を組み合わせた生活習慣の改善についての普及啓発。各種スポーツ・レクリエーション教室や大会の開催。

(4) 地域活動

市民相互のふれあいやコミュニティ意識の高揚を図り、市民、NPO[※]、ボランティア団体等による自主的なまちづくり活動が展開できる組織の充実と支援に取り組んでいます。また、市民が地域課題の解決に向けて、さまざまな活動が展開できるよう取り組んでいます。

(取組みの例) 各種地域団体への支援。ボランティア(各種担い手)の育成。「市民活動実務講座」等の開催。「地域貢献支援事業」の実施。

(5) 人権、男女共同参画、平和

すべての人々がお互いの人権を尊重し、共に支え合い、幸せに暮らすことができるように、人権啓発活動の推進、男女共同参画社会の形成、差別と偏見のない平等な地域社会を目指す活動に取り組んでいます。また、平和や命の大切さについて意識を高めるための取組みを行っています。

(取組みの例) 各種講演会、研修会、フォーラム等の開催や啓発活動。「秦野市平和の日事業」の実施。

(6) 市民の自主的な生涯学習活動

市民による自主的な生涯学習活動は、あらゆる分野においてさまざまな形で行われています。主な学習活動は次のとおりです。

活動分野	活 動 内 容
文化・芸術	文化・芸術団体活動、郷土史研究、文化財研究と保護、伝統文化の継承、郷土料理の伝承
自然・環境	自然観察と保全活動、里地里山保全再生活動、地球温暖化対策活動

健康・ スポーツ	さわやか体操などの健康づくり運動、スポーツ・レクリエーション活動
地域活動	子ども会活動、婦人会活動、PTA活動、ボーイスカウト活動、美化活動、防犯活動、災害救助活動
人権・男女 共同参画・ 平和	人権啓発活動、男女共同参画社会の推進活動、国際友好活動、国際交流活動



用語解説

グリーンツーリズム・・・農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

NPO・・・「Nonprofit Organization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

第3章

基本構想

市民の生涯学習は、自己内完結型・受動型の学習から、仲間づくり型・自立型の活動へと広がりを見せ、激変する社会情勢の中、誰もがより良く生きていくために、知り、学び、学習成果を地域社会へ還元することが求められています。その要求に応え、生活の基盤である秦野市を共に育むため、ここに基本理念と基本施策を示し、個人としての幸せと社会に貢献することに生きがいを感じられるような施策の展開を図ります。

生涯学習推進計画基本構想体系図

《秦野市総合計画》

みどり豊かな暮らしよい都市

丹沢の水と緑にはぐくまれ人が輝き躍動する交流都市

(秦野市の都市像)

豊かな感性をはぐくみ

笑顔あふれるまちづくりを目指します。

《基本理念》

市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、
その喜びと成果を地域で生かし、
幸福感を持って生活するための

生涯学習

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学
び、地域社会の一員として、その成果を生か
します。

《基本施策》

- 1 地域学習の推進[重点施策]
- 2 多様な学習機会の提供
- 3 成長過程に応じた学習機会の提供
- 4 学習環境の整備
- 5 推進体制の整備

《はだのわくわく教育プラン》

市民が地域の資源を生かして生涯にわたり
学習活動を行い、生きがいのある充実した
人生を送ることができるように努めます。

市民の文化活動の充実を図るとともに、
郷土の伝統文化の伝承と文化財の保存・
活用を通じ、郷土愛を育みます。

1 基本理念

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の視点から、市民一人ひとりが自らの意思と目的に沿って主体的で充実した学習活動を行い、その成果を地域で発揮し、幸福感を持って生活するために、豊かな社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、
その喜びと成果を地域で生かし、
幸福感を持って生活するための

生涯学習

<視点>

いつでも 「時」	生涯にわたり、いつでも、いつからでも、必要とする時に 学び
どこでも 「場」	学校、家庭、地域社会など、あらゆる場で 学び
だれでも 「人」	あらゆる条件の有無を問わず、市民のだれもが だれとでも 学び
なんでも 「事」	一人ひとりが、自由に自らの目的に沿って、多彩に 学び

地域社会の一員として、
その成果を生かします

2 施策の方針

本計画の基本理念の実現を図るため、社会の潮流や市民ニーズ、本市における生涯学習の課題などを踏まえ、基本計画では次の5つの基本施策と施策の柱により、主な取組みの展開を図ります。

(1) 地域学習の推進[重点施策]

市民が公民館等での学習を通じて、郷土について理解し、誇りと愛着を持ち、身に付けた成果を地域で生かすとともに、人材の育成や活用を図り、また、学校、家庭、地域と連携して、地域課題の解決や住み良い豊かな地域づくりに役立てることを目指します。

(2) 多様な学習機会の提供

市民の豊かな心や感性、創造性を育むために、文化芸術に親しむ学習機会をはじめ、市民が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりに関する学習機会を提供します。また、市民の生涯学習を支援するため、公民館活動や図書館活動の充実を図ります。

(3) 成長過程に応じた学習機会の提供

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、成長過程[※]に応じた方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう学習機会を提供します。

(4) 学習環境の整備

施設の有効的な利活用や利用環境の向上を図るとともに、学習機会や学習の成果を発揮する場や、市民への生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

(5) 推進体制の整備

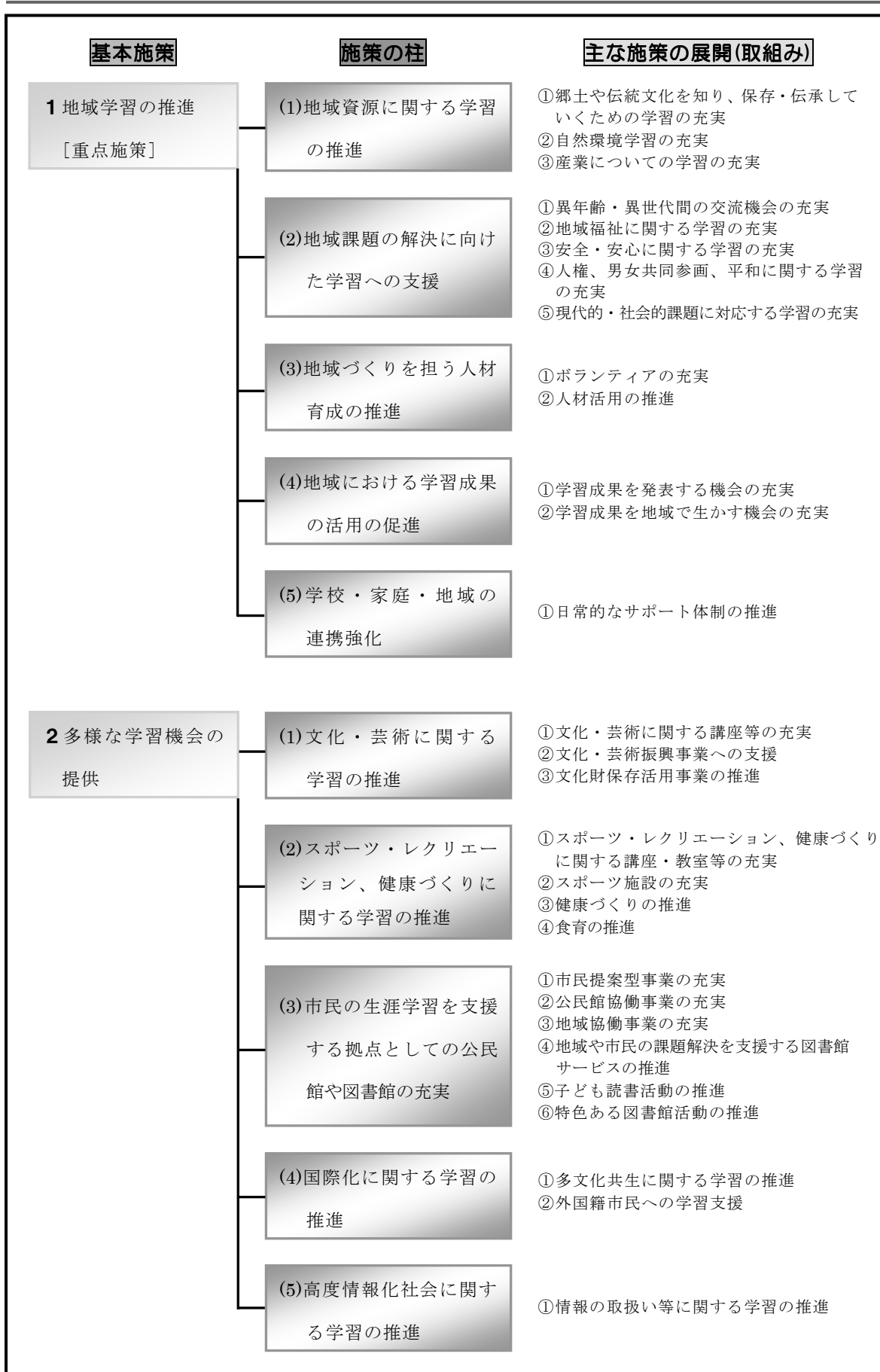
市民の視点に立った施策を推進していくため、庁内の連携を強化し、市民の学習活動の充実を図ります。

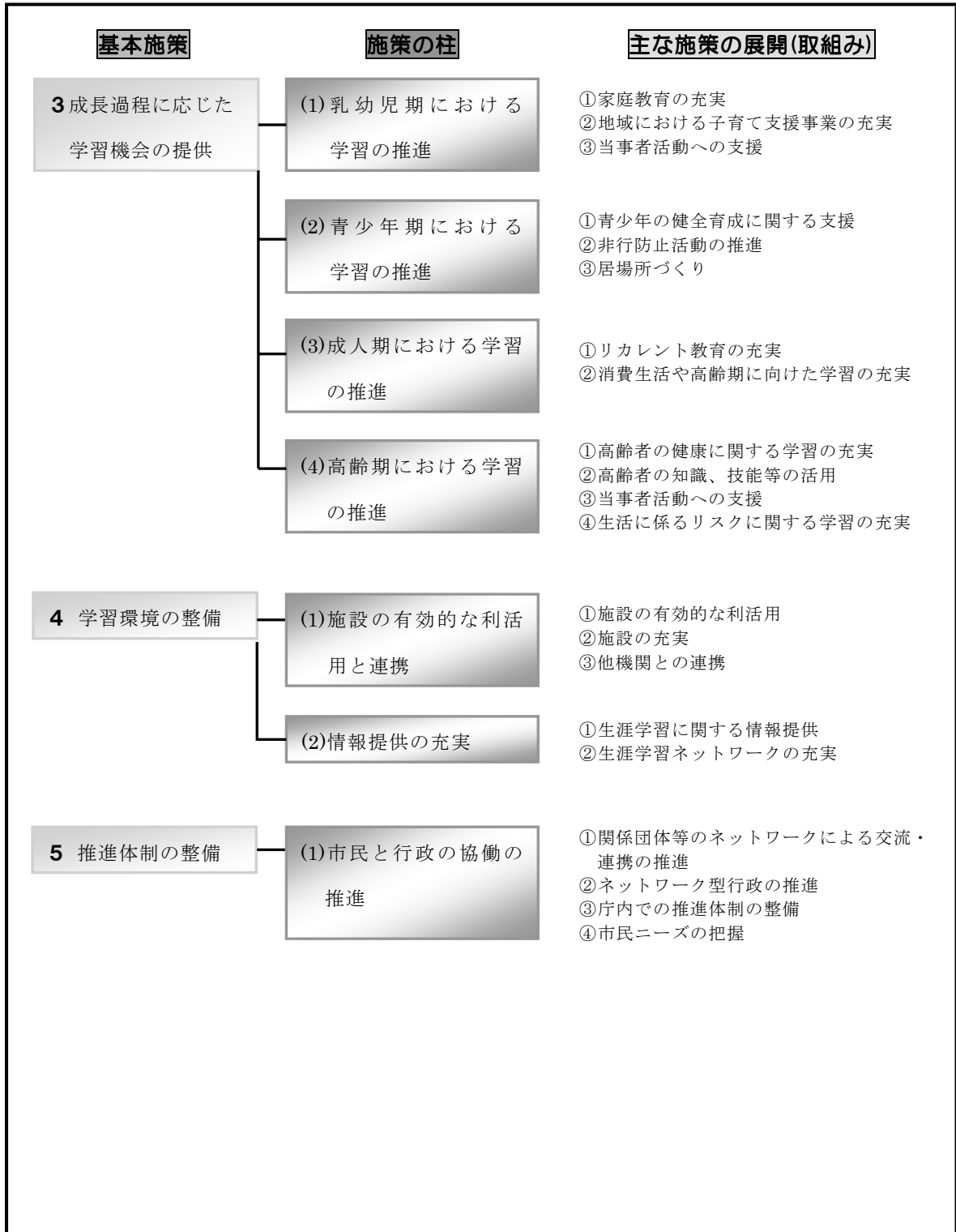


用語解説

成長過程・・・乳幼児期(0～5歳)、青少年期(6～24歳)、成人期(25～64歳)、高齢期(65歳～)に区分。

3 施策の体系





「市民が生涯にわたり、自由に生き生きと学び、その喜びと成果を地域で生かし幸福感を持って生活するための生涯学習」という「基本理念」を実現するため、基本計画では、基本施策と施策の柱に主眼をおき、地域学習の推進[重点施策]、多様な学習機会・成長過程に応じた学習機会の提供、学習環境・推進体制の整備に努め、取り組めます。

1 地域学習の推進 [重点施策]

秦野の自然、歴史、文化、産業、郷土の偉人など、地域資源*を学ぶ機会を充実することにより、住み良い地域社会を構築し、や地域力の向上を図り、郷土に対する誇りと愛着を育むよう、取り組んでいきます。

また、市民の主体的な学習や地域づくり活動が推進されるよう、ボランティアなど、地域活動の担い手を育成するとともに、学習成果の活用の推進や、学校・家庭・地域との連携に努めます。

(1) 地域資源に関する学習の推進

目標：ふるさと秦野を知り、親しみ、守り、受け継ぎます。

主な取組み

① 郷土や伝統文化を知り、保存・伝承していくための学習の充実

郷土の地域資源を学び親しむことにより、ふるさとを身近に感じ、その一員としての自覚を醸成するよう、学習機会の充実を図ります。特に、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能を保存・伝承していくための取組みを推進します。

② 自然環境学習の充実

自然とのふれあいを大切にし、豊かな自然環境への適切な配慮と行動ができるよう、かけがえのない自然の価値を理解し、保護や再生への意識を啓発し、普及することに努めます。また、学校等と連携し、自然体験や森林・里山の保全再生活動など、地域における学習機会の充実を図ります。

③ 産業についての学習の充実

郷土の諸産業の歴史と現状について理解を深めるため、資料の提供や講座の開催など、学習機会の充実を図ります。



用語解説

地域資源・・・特定の地域に存在する特徴的なものを活用可能な資源として捉えたもの。自然資源、人的な資源など。

(2) 地域課題の解決に向けた学習への支援

目標：地域課題[※]に関する学習機会を充実し、暮らし良いまちを目指します。

主な取組み

① 異年齢・異世代間の交流機会の充実

高齢者の生きがいづくりや、子どもたちの健全育成、また、地域の子育て力を高めるため、異年齢や異世代間の交流をする機会の充実を図ります。

② 地域福祉に関する学習の充実

少子高齢化の進展や核家族化などによる家族形態の多様化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、すべての人が共に支え合い、安心して地域で暮らせるような魅力あるまちづくりを進め、地域福祉のあり方に対する理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

③ 安全・安心に関する学習の充実

市民が地域で支えあい、安全・安心な生活を送ることができるように、防災、防犯、防火、交通安全や食の安全などの消費生活等に関する学習機会の充実を図ります。

④ 人権、男女共同参画、平和に関する学習の充実

すべての人が互いを尊重し、助け合いながら、性別や障害等の有無に関わらず、差別や偏見なく、自らの意思であらゆる分野で個性と能力を発揮して活動に参画できるよう、明るく暮らすことのできる社会を実現するための学習機会の充実を図ります。また、平和を愛する心を育み、命の大切さについての意識を高めるための啓発に努めます。

⑤ 現代的・社会的課題に対応する学習の充実

急激な社会変化の中、生活するうえで直面するさまざまな地域課題に対応し、解決できるよう、市民の資質を高めるための学習機会の充実を図ります。



用語解説

地域課題・・・「生活課題」ということもあり、地域住民の間で共有される課題。少子高齢化、防犯、防災、環境保全・美化、健全育成・非行防止、人権、男女共同参画社会、平和、地域福祉、地域振興など、地域によって異なる。

(3) 地域づくりを担う人材育成の推進

目標：一人ひとりが地域づくりを担っていきます。

主な取組み

① ボランティアの充実

地域活動には、ボランティアによる支援が必要な場面が多くあることから、地域力や地域を担う人材を育成するため、情報の共有化を図るとともに、関係分野の幅広い知識や技能を習得する機会と、その成果を生かす機会の充実を図ります。

② 人材活用の推進

市民が学習活動により得た知識や技能を、さまざまな場において活用できるように推進します。

(4) 地域における学習成果の活用の促進

目標：学習成果の発表の機会の充実を図り、学習意欲の向上と地域づくりを推進します。

主な取組み

① 学習成果を発表する機会の充実

地域のふれあいの場として公民館まつりを開催するほか、市展、文化祭、スポーツ大会等により、文化・芸術やスポーツなどの活動や学習の成果を発表・発揮する機会の充実を図ります。

② 学習成果を地域で生かす機会の充実

学習により得た知識や技能、情報などが、ボランティア活動などに反映され、地域に還元できる機会の充実を図ります。

(5) 学校・家庭・地域の連携強化

目標：地域ぐるみで子育てに取り組み、家庭や地域の教育力を高めます。

主な取組み

① 日常的なサポート体制の推進

コミュニティ・スクール[※]制度の導入、子どもの居場所づくり事業や学校支援ボランティアの拡充などにより、地域ぐるみで日常的に子どもを見守り、生涯学習の振興を図るため、学校・家庭・地域との連携のあり方について学び、実践できるよう推進します。



用語解説

コミュニティ・スクール・・・学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、
(学校運営協議会制度) 一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

2 多様な学習機会の提供

市民が心身ともに健康で心豊かに暮らせるよう、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなどに関する学習機会を提供します。

また、市民が生涯にわたって学習できるように、公民館や図書館が地域コミュニティ*活動の拠点となって、地域の特色を生かした講座やサービスを提供します。

(1) 文化・芸術に関する学習の推進

目標：市民が心豊かに暮らすことができ、創造性が高まるように努めます。

主な取組み

① 文化・芸術に関する講座等の充実

市民が文化・芸術に親しみ、個性や創造性を育むことができるように、講座や催し物等の充実を図ります。また、音楽、演劇、地域の伝統古典芸能等、質の高い幅広いジャンルの講演を開催するなど、多くの市民が文化・芸術に触れる機会の提供に努めます。

② 文化・芸術振興事業への支援

市民の自主的な文化・芸術活動のなかで、教育、学術、文化・芸術の振興と向上発展に寄与し、公共性の高いものについて後援や共催等を行います。また、広く情報提供することにより事業への支援などを行います。

③ 文化財保存活用事業の推進

貴重な文化財が後世に受け継がれるよう、管理者等への支援をするとともに、市民の文化財に対する意識の高揚を図るため、特別公開、文化財めぐりや講座などの機会を提供し、秦野を再発見することができるよう、文化財を保存・活用した取組みを推進します。



用語解説

地域コミュニティ・・・地域住民が主体的、自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された住民同士のつながりや集まり。お互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、みんなの力で住み良いまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

(2) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進

目標：市民が心身共に健康な生活を送ることができるように努めます。

主 な 取 組 み

① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実

市民が心身共に健康に暮らせるよう、健康維持・増進や体力の向上を目指し、スポーツや健康づくりに関する講座・教室やスポーツ・レクリエーション大会などの充実を図ります。

② スポーツ施設の充実

市民の多様なスポーツ活動を推進するため、スポーツ施設の計画的な整備、充実を図ります。また、学校体育施設開放など、効率的な施設運用を図ります。

③ 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自己の健康状態を把握し、健康に関する正しい知識と習慣を身に付けられるよう、健康教育に取り組みます。また、健康づくり運動として体操の普及とともに、体操指導者の育成と活動場所の確保に努めます。

④ 食育の推進

市民一人ひとりが「食」と自らの健康に関心を持ち、健全な食生活を実現することにより、心と体の健康を育むため、食生活の改善についての啓発や、食育の推進に努めます。

(3) 市民の生涯学習を支援する拠点としての公民館や図書館の充実

**目標：市民の生涯学習を支援する拠点として、公民館や図書館の充実に
図ります。**

主 な 取 組 み

① 市民提案型事業の充実

市民の学習ニーズが、単なる参加型学習から学習の成果を地域や生涯学習の場で発揮することへと発展しているため、公民館において、市民やボランティアの企画提案による事業を協働で実施し、学習機会とともに、成果を発揮する機会の充実に図ります。

② 公民館協働事業の充実

各公民館が立地条件や地域の特色を生かした活動を行うとともに、担当地域だけでは取り上げきれない広域的な共通課題へ対応するため、地域諸団体との連携しながら、効果的な協働事業の充実に図ります。

③ 地域協働事業の充実

地域の生涯学習活動の拠点として、学校、家庭、企業、NPOなどと協働・連携し、市民力を生かした講座や事業の充実に図り、地域コミュニティの形成に役立てます。

④ 地域や市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進

生涯学習の情報拠点として、市民の知的好奇心を刺激し、知る楽しみ、学ぶ喜びを支えるだけでなく、課題解決に役立つよう、資料を幅広く収集し、提供します。また、さまざまな条件により図書館利用に障害のある人たちの読書環境に配慮するなど、図書館機能の整備・充実に図り、サービスを推進します。

⑤ 子ども読書活動の推進

児童書の充実に図るとともに、子どもや親子を対象にしたおはなし会などのイベントや児童文学講座等を実施し、子どもの読書活動の推進を図ります。また、青少年のニーズを把握し、成長や自己確立を支援するため、社会との橋渡しの役割を担います。

⑥ 特色ある図書館活動の推進

前田夕暮の残した文学遺産を活用して「短歌のふるさとづくり事業」を推進し、大会の開催などにより、短歌の普及に努めます。また、秦野の文学や歴史に関する講座等の実施により、学習機会を提供します。

(4) 国際化に関する学習の推進

目標：市民の多文化についての理解を高めます。

主な取組み

① 多文化共生に関する学習の推進

外国籍市民と共に暮らしやすい地域づくりが求められていることから、言葉や習慣の違いなどを越えて、相互の理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくための学習機会を提供します。また姉妹都市との交流や、ボランティアの支援、関係団体との協働を推進していきます。

② 外国籍市民への学習支援

外国籍の児童・生徒に対する日本語習得を始めとした学習機会など、外国籍市民が安心して暮らすことのできるよう支援します。

(5) 高度情報化社会に関する学習の推進

目標：高度情報化社会に即した知識の提供に努めます。

主な取組み

① 情報の取扱い等に関する学習の推進

高度情報化社会の到来により、インターネットなどで多種多様で大量の情報が、私たちの生活に大きな利便性をもたらしています。一方で、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス、インターネット上での詐欺や窃盗など、さまざまな危険性があることや、インターネット社会における倫理観・道徳観の欠如などが問題となっています。このような危険や問題に対し、適切な判断と対処ができるような知識の提供に努めます。

3 成長過程に応じた学習機会の提供

人々の成長過程における生涯学習との関わりは、家庭生活から学校生活、さらに社会生活と続く中で、人間関係が重要な要素となり、人格形成に大きな影響を与えます。

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、自分に適した方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、成長過程を乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の4つに分け、それぞれの観点から学習機会を補います。

(1) 乳幼児期における学習の推進

目標：子どものすこやかな成長を助け、自己の確立や社会性を身に付けるための支援をします。

主な取組み

① 家庭教育の充実

家族がふれあうことで絆を深め、子どもが心豊かに学び「生きる力」を育む環境をつくるため、親を対象とした子育てに関する学習機会の充実を図ります。また、男女が協力して家庭を築き、子育てを担うことへの意識啓発や、子どもを産み育てる意識の醸成を促進します。

② 地域における子育て支援事業の充実

地域における子育てや育児に対する不安を解消し、児童虐待の予防を図るなど、さまざまなニーズに応えるため、子育て支援センター「ぼけっと21」による、身近な場所で気軽に相談できる体制など、子育てサービスの充実を図ります。

③ 当事者活動への支援

地域の子育て支援グループに対して、専門的な助言を通じた支援を行います。また、グループ参加や仲間づくりの啓発や情報提供によって、育児不安や親の孤立の予防に努めます。

(2) 青少年期における学習の推進

目標：健全育成を図り、子どもの居場所づくりに努めます。

主な取組み

① 青少年の健全育成に関する支援

学校、家庭、地域等が協力・連携し、すべての青少年が周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、健やかに成長できるよう、子ども会等の青少年育成団体の活動などへの、保護者・地域住民の積極的な参加意識を高めます。また、青少年リーダーの養成など、諸活動に対する支援を充実します。

② 非行防止活動の推進

危険ドラッグやインターネット上の有害情報など、青少年を取り巻く有害な社会環境の実態を把握し、その被害から守り、非行防止意識の高揚を図るための講演会や街頭指導などの各種啓発活動に取り組みます。

③ 居場所づくり

不登校や、放課後等に保護者が労働等により家庭にいないなど、さまざまな状況にある子どもたちのため、フリースクール[※]や学童保育等などの民間組織との連携や、放課後子ども教室など、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育む、子どもたちの居場所づくりに努めます。



用語解説

フリースクール・・・一般的に不登校児童生徒等に対する学習指導、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設。

(3) 成人期における学習の推進

目標：勤労世代の学習活動を支援します。

主な取組み

① リカレント教育の充実

社会に出た人が、自己実現や職業能力の向上などに必要な知識、技能、教養を身に付けるための学習機会を提供します。

② 消費生活に関する学習の充実

生活をより豊かにするため、消費生活に関する知識などが習得できる学習機会を提供します。

(4) 高齢期における学習の推進

目標：高齢者の生きがいくりと、社会参加を奨励します。

主な取組み

① 高齢者の健康に関する学習の充実

高齢者が健康で生き生きとした人生を送るために、健康、介護や認知症予防等に関する講座などの学習機会の充実を図ります。

② 高齢者の知識、技能等の活用

高齢者の豊富な知識や技能等を社会の貴重な財産として、地域に生かすことができる場を提供します。

③ 当事者活動への支援

高齢者が自分の知識や技能を生かして、それぞれの地域で積極的に活動できるよう、老人クラブ(長寿会)や地域介護予防活動団体等への参加の促進と活動支援を図ります。

④ 生活に係るリスクに関する学習の充実

振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪や、自動車運転による事故など、高齢者の生活に関して多大な影響を及ぼす問題に対応し、被害等や加害等を未然に防ぐため、暮らしに関わるさまざまなテーマを取り上げる講座や教室などの学習機会を提供し、リスク意識の向上を図ります。

4 学習環境の整備

多様な生涯学習活動を総合的・体系的に推進するため、公共施設である公民館、図書館、桜土手古墳展示館、宮永岳彦記念美術館などの文化施設や、総合体育館、運動公園、学校の校庭や体育館などの体育施設の利用環境の向上とともに、民間施設を有効的に利活用して、新たな学びの場や学習の成果を発揮する場の充実を図ります。また、生涯学習に関する市民への情報提供の充実を図ります。

(1) 施設の有効的な利活用と連携

目標：市民の多様な学習ニーズに応えます。

主な取組み

① 施設の有効的な利活用

多様化する市民の学習ニーズに対応し、利便性の確保を図るため、生涯学習施設に限定せず、学校体育施設などを含む既存の公共施設に加え、民間施設、商業施設などの有効的、効率的な利活用に努めます。

② 施設の充実

市民にとって安全・安心で良好な学習環境を提供し、利用環境の向上を図るため、施設の維持管理、計画的な改修、必要に応じた設備機器の更新等に努めます。

③ 他機関との連携

市民の学習活動が効果的に行われるように、民間事業者、大学、近隣市町村等との連携強化に努めます。

(2) 情報提供の充実

目標：多くの市民が必要な情報を得られるように努めます。

主 な 取 組 み

① 生涯学習に関する情報提供

生涯学習に関するさまざまな講座や催し物のお知らせのほか、成果を発表・発揮する場など、生涯学習に関する情報提供に努めます。そのため、広報紙やホームページの充実を図るなど、多くの人が興味を持てるよう、効果的な手段を検討します。

② 生涯学習ネットワークの充実

神奈川生涯学習情報システム「プラネットかながわ」や、指導者人材バンク「まなびねっと・はだの」等と連携した、人材ネットワークの整備に努めます。

5 推進体制の整備

生涯学習を取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化に伴って市民ニーズが多様化し、取り組むべき課題も複雑化しています。多様化・複雑化する生涯学習活動を展開するには、市民と行政が協働・連携し、推進していく必要があります。

この協働・連携体制を強固なものにするため、教育行政評価への対応や市民ニーズを的確に把握して、円滑な展開が図れるよう組織的な推進体制を整備していきます。

(1) 市民と行政の協働の推進

目標：生涯学習を推進していくための体制の強化に努めます。

主な取組み

① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進

社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会などの地縁団体等、関係団体・機関との積極的な交流と連携のもとで各種生涯学習事業等を推進します。同時に情報提供・共有・相談の強化を図ります。

② ネットワーク型行政の推進

市民と協働し、地域の総合的な課題に対応できるよう、市長部局や学校、民間団体、企業等と連携し、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、さまざまな立場から総合的に支援していく仕組みを構築し、推進していきます。

③ 庁内での推進体制の整備

市民の生涯学習を継続的、発展的に進めるためには、組織的な推進体制が求められます。各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているか、進行管理・点検・評価を実施し、必要な対応を図っていきます。

④ 市民ニーズの把握

多様化する市民ニーズが施策に反映できるように、アンケート調査等により情報収集及び把握に努めます。

